

令和8年度省エネルギー促進に向けた広報事業（省エネコミュニケーション（カード型）の制作及び広報事業）に係る資料提供依頼・意見募集について

令和8年5月22日

1. 概要

「令和8年度省エネルギー促進に向けた広報事業（省エネコミュニケーション（カード型）の制作及び広報事業）」の実施に向けた検討に当たり、実施方法や本事業を実施する上で必要な費用の概算について、広く情報提供を依頼します。

2. 事業内容 下記仕様書（案）のとおり

3. 資料提供依頼・意見募集期間 令和8年5月22日（金）～令和8年5月29日（金）

4. 資料提供依頼・意見募集内容

事業内容に関連し、以下のような情報について資料の提供をお願いいたします。

（1）仕様書（案）に基づいた参考見積（iは必須、ii・iiiは任意）

- i. （必須）総額に加え、可能な範囲で大項目別内訳（例：①人件費、②旅費・会場費等の直接経費、③再委託・外注費、④一般管理費等）を併記してください。
- ii. （任意）提出可能な範囲で、人件費の積算時間数（簡易）：主要役割×主要作業（例：委員会運営、ヒアリング、分析・とりまとめ、実証運営等）の時間数（概算）がわかる資料をご提供ください。
- iii. （任意）提出可能な範囲で、単価・諸経費の根拠の考え方（社内標準の考え方、または参考とした公表単価・相場の例示）がわかる資料をご提供ください。

（2）事業の実施のための人員体制（必須）

- i. 主要役割（例：統括責任者、プロジェクトリーダー、調査担当、会議運営担当、実証運営担当、報告書取りまとめ担当等）ごとの想定人数、および再委託・外注の有無（ある場合は対象範囲）を提示してください。

（3）仕様書（案）に対する意見（任意）

- i. 見積・履行の観点から、①不明確な点、②工数・費用に影響が大きい論点（例：対面開催の回数・運営方法、ヒアリング件数・対象確保、実証の回数・規模等）、③効率化・代替案（同等の目的達成が可能な方法）を、簡潔に提示してください。

5. その他

- ・ 本件により、実際の調達等参加時の評価等に影響を与えることはありません。
- ・ 資料提供に係る一切の費用は、すべて参加者の負担とします。

- ・ 提出された資料等は、本件事業の調達等に係る検討にのみ使用します（提出された資料等は返却しません）。なお、必要に応じて追加資料の提供を求めることがあります。
- ・ 提出されたご意見・資料等は、当局が内容を確認します。それ以外の第三者に無断で資料等を開示することはありません。なお、ご意見・資料等に対する回答を行うことはございません。
- ・ 本件にて当局との間で共有する全ての情報について、開示、漏洩、または本依頼以外の目的による使用は禁止します。

6. 提出先、お問合せ先

〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44

近畿経済産業局 資源エネルギー環境部エネルギー対策課

担当：三小田、岸本、児玉

電話：06-6966-6051

E-MAIL：bzl-kin-shouenekouhou@meti.go.jp

仕様書案

1. 件名

令和8年度省エネルギー促進に向けた広報事業（省エネコミュニケーション（カード型）の制作及び広報事業）

2. 事業の背景・目的

2020年10月の「カーボンニュートラル宣言」以降、その実現に向けた様々な戦略や方針、それらに基づく制度や政策が策定、実施されているところ、最近では「第7次エネルギー基本計画」や「GX2040ビジョン脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂」等を踏まえ、GX実現に向けた第一歩は省エネであること、金融機関や省エネルギー支援機関等と連携した地域における省エネルギー支援体制の充実等が言及されている。

当局管内の中小企業等において、省エネに取り組むことへの気づきや後押しを得るためには、支援制度の周知に加え、具体的な取組事例を「分かりやすく・魅力的に」提示し、対面の会話や学習の場で活用できるコミュニケーション手段を整備することが有効である。

本事業では、地域の企業等の特徴的な省エネ取組を題材とした「省エネコミュニケーションツール（カード型等）」（以下「ツール」という。）を制作するとともに、当該ツールの周知・活用促進に必要な広報を行うことにより、企業等の省エネ取組への関心喚起及び行動変容を促し、地域の省エネの推進に資することを目的とする。

3. 事業内容及び事業実施方法

(1) 省エネコミュニケーションツール（カード型等）（以降、「ツール」という。）の制作

① ツール制作について

- ・ 受託者は、当局管内の企業等の特徴的な省エネ取組を題材に、ツールを制作する。
- ・ ツールの使用シーンは、当局が主催又は参加するセミナー等におけるアイスブレイク、若年層を対象とした省エネ分野の探究学習、金融機関職員が顧客企業へ訪問した際の会話のきっかけ（ドアノック）等を想定する。
- ・ ツールの形式は、カード型（トレーディングカード形式を含む）を基本としつつ、受託者は上記使用シーンに照らして、より効果的な表現手法（サイズ、構成、付帯物、デジタル併用等）を提案できるものとする。
- ・ ただし、配布・携行が可能で、対面の会話のきっかけとして機能する印刷物（カード型又は同等の携行性を有するもの）を含めること。

② 掲載企業の選定

- ・ 掲載企業（題材）は当局管内（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）を基本とし、府県のバランスにも配慮の上、原則として7者程度を当局と協議の上決定する。
- ・ 掲載企業は当局及び受託者がそれぞれ複数候補を提示し、当局との協議の上、決定する。
- ・ ここでいう「特徴的な省エネ取組」とは、単にエネルギー使用量やエネルギーコストを大幅に削減したということにとどまらず、社員全員が主体的に省エネに関与できる仕組みづくり、運用改善や行動変容を促す工夫、社内体制やマネジメントに工夫を凝らした取組等、他企業の参考となり得る取組を想定する。
- ・ 参考として、当局が過年度に作成したコミュニケーションツール（いわゆる「省エネおじさんカード」等）がある。受託者は、当該参考例を踏まえつつ、目的達成に最も資するデザイン・構成を提案すること。

（参考：当局ホームページ）

[省エネおじさんカード vol.1（近畿経済産業局）](https://www.kansai.meti.go.jp/3-9enetai/energypolicy/details/save_ene/ojisancardvol1.html)

https://www.kansai.meti.go.jp/3-9enetai/energypolicy/details/save_ene/ojisancardvol1.html

[省エネおじさんカード vol.2（近畿経済産業局）](https://www.kansai.meti.go.jp/3-9enetai/energypolicy/details/save_ene/ojisancardvol2.html)

https://www.kansai.meti.go.jp/3-9enetai/energypolicy/details/save_ene/ojisancardvol2.html

③ カードの印刷、仕様

- ・ カードの大きさ：縦 91mm×横 55mm
- ・ 紙質：Specialities 701-1315g/m² <13.5>（実質<27>）
- ※ 紙質は原則として同等以上の厚み・質感を満たすものとし、具体銘柄は受託者提案の上、当局承認により決定する。
- ・ 色：CMYK（フルカラー）
- ・ 印刷方式：両面カラー印刷

(2) 掲載企業へのヒアリングの実施及び事例集の原稿作成

- ・ 掲載企業の省エネ取組の内容、背景、実施体制、工夫点、他企業への示唆等の把握のためにヒアリン

グを実施する。

- ・ ヒアリングの日程調整は受託者が行う。
- ・ ヒアリングは原則として掲載企業への訪問により実施するものとし、やむを得ない場合はオンラインでの実施も可能とする。
- ・ ヒアリングには当局も同席する。
- ・ ヒアリング時に可能な場合は、カードや事例集への掲載を想定し、省エネ取組の担当者等の写真を撮影する。
- ・ ヒアリング内容については、受託者がヒアリングメモとして整理・作成する。
- ・ 各掲載企業につき、Web 掲載可能な形式（Word/PowerPoint 等の編集可能形式）で、本文 1500～2500 字程度、構成（概要、背景、取組内容、工夫点、成果、他社への示唆 等）の事例集を作成する。事例集は当局のウェブサイトへの掲載を想定している。
- ・ 各掲載企業の事例集を作成するにあたり、事例集の案文はヒアリングの内容を基に受託者が作成し、当局で確認の上内容を確定する。
- ・ 受託者は、カード・事例集・広報素材に使用する写真・図版・文章・デザイン等について、第三者の権利を侵害しないことを保証し、当局が本事業の広報目的で Web 掲載、SNS 投稿、報告書掲載等を行うために必要な利用許諾（肖像、著作権、商標、施設撮影許可等）を取得すること。取得が困難な場合は代替素材を提案し、発注者と協議の上で決定する。

（3）広報及びブランディング

- ・ 受託者は、（1）で作成したツールを主軸として、当局が実施する令和 8 年度省エネ広報事業等についても一体的に取り扱い、より多くの企業等に認知されるよう効果的な広報及びブランディングを実施すること。
- ・ 広報の対象とするイベント・媒体・発信内容の範囲は、事前に当局と協議の上、当局の承認を得て実施すること。
- ・ 受託者は、取材案内状（取材誘致用資料）及びプレスリリース原稿を作成し、当局の確認・承認を得た上で使用すること。
- ・ 受託者は掲載獲得に向けた活動（メディアリスト作成、打診、フォロー）を実施し、その実施状況を証跡とともに報告すること。
- ・ 掲載（獲得）目標は 5 媒体以上（努力目標）とする。
 広報の対象とするイベント・媒体・発信内容の範囲は、事前に当局と協議の上、当局の承認を得て実施すること。

（4）事業報告書の作成

当局の指示（報告方法を含む）に従い、事業終了日までに以下の内容の事業報告書を作成し提出すること。

<事業報告書の内容>

- ・ 実施内容及び工程（ヒアリング概要（ヒアリング日時、担当者、取材場所、ヒアリング内容等）を含む）

- ・ 事業成果（カード制作・広報成果等）

※留意事項

報告書案については事業完了の1か月前までに担当部局へ提出し、内容の確認を受けること。また、修正が必要と判断された場合は、事業完了14日前までに修正版の報告書案を担当部局へ提出し、再度の確認を受けること。

その他、当局が報告を求める場合は、速やかに報告すること

4. 実施期間

委託契約締結日から令和9年3月23日まで

5. 納入物

(1) ツール関連

- ① ツールの電子データ
- ② 印刷物
 - ・ 200セット（1セット＝掲載企業分一式）

(2) 掲載企業ヒアリング・事例集関連

- ① ヒアリングメモ
 - ・ 企業ごとのヒアリング内容を整理した資料（事業報告書と同一内容で可）
- ② 事例集原稿
 - ・ 企業ごとに作成すること
 - ・ 編集可能形式（Word等）及びPDFで納入すること
- ③ 使用素材一式
 - ・ 写真データ（掲載許諾済みのもの）
 - ・ 図表・説明素材等

(3) 広報及びブランディング関連

- ① 広報成果一覧
 - ・ 実施した広報施策の一覧（媒体名、掲載日、概要等）
- ② メディア等への掲載証憑類
 - ・ 掲載URL、誌面PDF、投稿画面キャプチャ等
 - ・ 第三者媒体の場合は掲載実績が確認できる資料
- ③ 制作物一式
 - ・ プレスリリース原稿

(4) 事業報告書

- ① 報告書データ
 - ・ PDF形式
 - ・ 編集可能形式（パワーポイント、Word等）

※留意事項

- ・ 事業報告書のデータ量が128MB、ページ数が1,000ページ又は文字数が400万文字を超過する場合には、いずれの制限も超えないようファイルを分割して提出すること。
- ・ 事業を通じて得られた元データについては、機械判読可能な形式のファイルで納入することとし、特に図表・グラフに係るデータ（以下「図表等データ」という。）については、構造化されたExcelやCSV形式等により納入すること。

6. 納入方法

メール提出やファイル交換サイト等の手段を用いること。なお、具体的な納入方法は担当課室と協議の上、決定すること。

7. 納入場所

近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課